

利用料金表（別紙）

（要支援認定を受けている方）

2026/8/1現在
(令和8年8月改定)

◆ショートステイ浩養園（介護予防短期入所生活介護） 1日あたりの料金表 【概算】

第4段階ご利用料金（円）

（所得区分）住民税課税世帯の方（減額なし）

所得段階 4段階	1.利用料（基本+その他） 【A】*1	2.居住費【B】	3.食 費【C】	日額合計 【A+B+C】
要支援1	681	2,860	1,850	5,391
要支援2	832			5,542

第3段階②ご利用料金（円）

（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、120万円を超える方

所得段階 3段階②	1.利用料（基本+その他） 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】	日額合計 【A+B+C】
要支援1	681	1,970	1,360	4,011
要支援2	832			4,162

第3段階①ご利用料金（円）

（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円超120万円以下の方

所得段階 3段階①	1.利用料（基本+その他） 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】	日額合計 【A+B+C】
要支援1	681	1,870	1,030	3,581
要支援2	832			3,732

第2段階ご利用料金（円）

（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が、80万円以下の方

所得段階 2段階	1.利用料（基本+その他） 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】	日額合計 【A+B+C】
要支援1	681	1,380	600	2,661
要支援2	832			2,812

第1段階ご利用料金（円）

（所得区分）本人および世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が市県民税非課税で、高齢福祉年金受給者 又は生活保護受給者

所得段階 1段階	1.利用料（基本+その他） 【A】*1	2.居住費【B】*2	3.食 費【C】	日額合計 【A+B+C】
要支援1	681	1,380	300	2,361
要支援2	832			2,512

*1. 上記の【A】については、介護予防サービス費（要支援1～2）、サービス提供体制加算Ⅱ、機能訓練体制加算、生産性向上推進体制加算Ⅱ及び介護職員等処遇改善加算Ⅰ2の項目で試算しております。

*2. 上記、居住費には、「トイレ付個室」料金500円/日を含んだ1日の居住費の合計額となっています。

※1. 本料金表（別紙）【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合（1割）にて試算しています。

負担割合（2割）及び（3割）の方の場合、居住費【B】、食費【C】分を除いた、利用料【A】がおおよそ2倍及び3倍となります。

※2. 単位数計算（1単位＝10.17円）により多少の端数分誤差が生じる場合があります。本料金表（別紙）【概算】は、介護保険負担割合証の負担割合（1割）にて試算しています。